**くらしの情報**

1. 注目情報　　 5 健康
2. 暮らし　　　　 6 子育て
3. 募集
4. 催し・講座

**1 市職員を募集します**

問い合わせ　人財育成課人事担当　電話23-5027

　令和4年4月1日採用の大崎市職員を募集します。

　一次試験は、9月19日㈰です。

申込手続き（共通事項）

■受験申込書の請求先

　受験申込書は、市ウェブサイトからダウンロードするか、人財育成課で配布します。郵送で請求する場合は、請求する封筒に「受験用申込用紙請求」と記し、返信用封筒（角型二号・140円切手貼付）に郵便番号、住所、氏名を明記し同封してください。

■申込方法

　受験申込書（写真貼付）と初級行政（障がい者）を受験する人は受験資格の各手帳等の写しまたは証明書、社会人土木を受験する人は職務経歴書、受験者本人の宛先を明記した受験票用返信用封筒（長三型・84円切手貼付）を同封し、持参または簡易書留郵便などの確実な方法で提出してください。

■送付先

〒989─6188大崎市古川七日町1番1号

人財育成課人事担当

■受付期間（土・日曜日除く）

　7月1日（木）～8月2日（月）17時15分まで（必着）

※当日消印有効ではありませんので注意してください。

　詳しくは、市ウェブサイトまたは大崎市職員採用試験受験案内を確認してください。

**1 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の賦課内容が見直されます**

問い合わせ 税務課国民健康保険税担当　電話23-5147

国民健康保険税

　国民健康保険税（国保税）は、前年所得による「所得割額」、国保加入者の人数に応じた「均等割額」、加入世帯に対して係る「平等割額」の3つの項目の合計額です。

■低所得者に係る国保税軽減

　令和3年度から表1のとおり、軽減対象範囲が変更となります。軽減判定所得額は、4月1日現在の世帯主と被保険者全員の合計額です。世帯主が国保に加入していない場合も含みます。

後期高齢者医療保険料

　後期高齢者医療保険料（保険料）は、75歳（一定の障がいがあると認定されたときは65歳）以上の人が加入する高齢者の医療制度です。保険料は、

一人一人が均等に負担する「均等割額」と前年所得による「所得割額」の合計額です。

■低所得者に係る保険料軽減

　世代間の負担を公平にし、年金生活者支援給付金の支給などを踏まえ、表2のとおり軽減割合と軽減判定所得額が変更となります。

　軽減判定所得額は、4月1日現在の世帯主と被保険者の所得合計額です。世帯主が後期高齢者医療保険に加入していない場合も含みます。

介護保険料

　介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを受けられるように支え合う制度です。介護保険料基準額が表３のとおり改定になります。

各保険料（税）の通知書は７月中旬に送付します。年金から引き落としの人は、８月上旬に送付します。

　新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる減免については、通知書に同封のチラシや市ウェブサイトを参考に、対象となる場合は、申請してください。

■表1　国民健康保険税の軽減判定所得額

|  |  |
| --- | --- |
| 軽減  割合 | 世帯内の被保険者と世帯主の所得の  合計額（下線部が変更点です） |
| 7割 | 世帯の所得が43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)を超えない世帯 |
| 5割 | 世帯の所得が「43万円＋28万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×(給与所得者等の数－1)」を超えない世帯 |
| 2割 | 世帯の所得が「43万円＋52万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×(給与所得者等の数－1)」を超えない世帯 |

■表2　後期高齢者医療保険料の軽減判定所得額

|  |  |
| --- | --- |
| 軽減割合 | 世帯内の被保険者と世帯主の所得の  合計額（下線部が変更点です） |
| 7割 | 43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯 |
| 5割 | 43万円＋（28万5千円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯 |
| 2割 | 43万円＋（52万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯 |
| ※7.75割軽減はなくなりました。 | |

■表3　介護保険料基準額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所得段階 | 対象者（下線部が変更点です） | | 保険料率 | 保険料（年額） | |
| 令和2年度 | 令和3年度 |
| 第1段階 | 世帯全員が住民税非課税 | 生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受給している人、本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の人 | 0.3 | 21,100円 | 22,900円 |
| 第2段階 | 本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人 | 0.5 | 35,100円 | 38,200円 |
| 第3段階 | 本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人 | 0.7 | 49,200円 | 53,500円 |
| 第4段階 | 本人が  住民税  非課税 | 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人 | 0.9 | 63,300円 | 68,700円 |
| 第5段階  【基準】 | 課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人 | 1.0 | 70,300円 | 76,400円 |
| 第6段階 | 本人が  住民税  課税 | 合計所得金額が120万円未満の人 | 1.2 | 84,400円 | 91,700円 |
| 第7段階 | 合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 1.3 | 91,400円 | 99,300円 |
| 第8段階 | 合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 1.5 | 105,500円 | 114,600円 |
| 第9段階 | 合計所得金額が320万円以上の人 | 1.7 | 119,600円 | 129,900円 |
| ※保険料は基準月額(6,370円)×12月×保険料率（100円未満切り捨て） | | | | | |